

# 2023年度 社会福祉法人光明童園 事業計画（案）

## 1. 法人の理念

浄土真宗のみ教えを根幹とし、親鸞聖人が述べられた「世の中安穏なれ」の願いのもと、誰もがいつくしみ（慈愛）をたたえた眼差しを持ち（眼施）、すべての人が尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心して共に生かされ生きる社会を目指す。

社会福祉法人光明童園の理念を、『子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～』とする。

## 2. 基本方針

児童養護施設においては、児童福祉法第41条「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助することを目的とする施設とする」を基本として、「人権を尊重し個性を大切にする」「安心安全な生活の場の提供」「人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる」を柱に、児童とともに生活していく中で、和顔愛語（なごやかな笑顔・やさしい言葉・おもいやりの心）に基づく「報恩感謝」の生活を実践し、強く明るく行きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合う、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。

地域支援部門、障がい児支援部門においては、核家族化や少子高齢化により、人と人のつながりが希薄化している中、子どもや子育てをしている人、高齢者、障がい者を含め、地域のすべての人がつながり合い、ともに尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心してともに生かされ生きる社会の実現を目指す。

## 3. 法人経営

### （1）評議員会、理事会、監査、苦情解決第三者委員会の開催

評議員会	2023年6月8日(木)	事業報告、決算報告、理事・監事の改選、定款変更
理事会	2023年5月22日(月)	事業報告、決算報告、評議員会開催内容、理事長の業務執行状況報告
	2023年6月8日(木)	理事長選任
	2023年12月14日(木)	補正予算
	2024年3月25日(月)	補正予算、次年度事業計画、予算、理事長の業務執行状況報告
監査	2023年5月15日(月)	処遇監査
	2023年5月（未定）	会計監査
苦情解決第三者委員会	2023年5月15日(月)	苦情解決第三者委員連絡会

### （2）経営者会議

法人内の事業所の管理者（児童養護施設光明童園、地域支援部門、児童養護施設湯出光明童園、障がい児支援部門）と法人事務担当者が定期的（月1回）に集まり経営者会議を行う。各事業所の現状や課題、取り組みの共有、経営に関する勉強会を行い、より良い経営に繋げていくことを目的とする。

### （3）中長期計画の実施及び評価

社会福祉法人光明童園が取り組むべき事業活動と経営基盤強化の両面での指針を示すことを目的に策定。2020年度から2024年度までの5か年間で計画期間とし、単年度毎に評価を行う。

#### (4) 情報の発信

透明性の高い法人経営を確立するべく、法人の業務及び財務情報など公表が必要な情報について積極的に公表することにより、経営の透明性を確保していく。又、公益的な取組の実施状況についても積極的に発信していく。

#### (5) コンプライアンスの徹底

社会福祉法等の慣例法令はもとより社会的ルールやモラルを遵守した経営を行うため、上級職員（園長、副園長など）を対象にコンプライアンスについての研修を計画する。

#### (6) 経営の透明化

公正かつ透明性の高い適正な経営の取組を行うことを目的として、外部の専門家による監査及び相談支援体制を構築する。経営をさらに適正化するためのアドバイスを受けられるよう、コンサルティング事業者との契約を検討する。外部の専門家との委託料、解雇やハラスメント行為などの労働関係のトラブルに起因する損害賠償金・訴訟費用に備える保険への加入、委員会の活動経費など、費用が増加することが予想され、各事業所からの繰入金を確保する。

#### (7) 地域における公益的な取組

地域の縁がわ事業：子ども・高齢者・障がい者など地域の誰もが気軽に集い、支えあう地域の拠点となるよう活動していく。学習のため又は遊びの場としての居場所の提供、子育てサークルや地域の会議の会場の場としての提供を行う。

子ども地域食堂を定期的に行う。

各事業所近隣のごみ拾いを行う。

#### (8) 委員会活動

法人経営の強化を図るため法人内に委員会を設け、法人経営についての検討と実践を行う。各委員会の事業計画は別紙のとおり。

#### (9) 土地の整備

取得する土地（水俣市平町1丁目）を社会福祉法人光明童園が運営する事業所の利用者が活用し、よりよい支援につながるよう整備をおこなう。

### 4. 施設運営について

#### (1) 諸規程の一部変更について

(1) 管理規程の一部変更を行う。

(2) 就業規程の一部変更を行う。

(3) 給与規程の一部変更を行う。

(4) 経理規程の一部変更を行う。

#### (2) 各事業所での新規事業

日中一時支援事業（障がい児支援部門）：障がい者及び障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。